

介護報酬の算定構造のイメージ

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	-25単位	$\times 70/100$							
		要介護1 (701 単位)										
		要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (1,049 単位)										
		要介護4 (1,150 単位)										
	要介護5 (1,241 単位)											
	b.病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)										
		要介護1 (832 単位)										
		要介護2 (942 単位)										
		要介護3 (1,180 単位)										
		要介護4 (1,281 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II) 看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (498 単位)									
		要介護1 (641 単位)										
		要介護2 (750 単位)										
		要介護3 (910 単位)										
要介護4 (1,066 単位)												
b.病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護5 (1,108 単位)											
	経過的要介護 (582 単位)											
	要介護1 (772 単位)											
	要介護2 (881 単位)											
	要介護3 (1,041 単位)											
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III) 看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護4 (1,197 単位)										
	要介護5 (1,239 単位)											
	経過的要介護 (473 単位)											
	要介護1 (611 単位)											
	要介護2 (722 単位)											
b.病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護3 (873 単位)											
	要介護4 (1,030 単位)											
	要介護5 (1,071 単位)											
	経過的要介護 (557 単位)											
	要介護1 (742 単位)											
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護2 (853 単位)										
		要介護3 (1,004 単位)										
		要介護4 (1,161 単位)										
		要介護5 (1,202 単位)										
		経過的要介護 (〇〇 単位)										
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位)											
	要介護2 (〇〇 単位)											
	要介護3 (〇〇 単位)											
	要介護4 (〇〇 単位)											
	要介護5 (〇〇 単位)											
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)	$\times 97/100$									
		要介護1 (835 単位)										
		要介護2 (945 単位)										
		要介護3 (1,183 単位)										
		要介護4 (1,284 単位)										
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	要介護5 (1,375 単位)										
		経過的要介護 (625 単位)										
		要介護1 (835 単位)										
		要介護2 (945 単位)										
		要介護3 (1,183 単位)										
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	要介護4 (1,284 単位)											
	要介護5 (1,375 単位)											
	経過的要介護 (625 単位)											
	要介護1 (835 単位)											
	要介護2 (945 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)											
(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)											
(8) 特定診療費												

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護職員が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の数に30/100を乗じて得た数未満である場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に對して送迎を行う場合
(1) 認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護(3:1) 介護(6:1)	経過的要介護 (833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護1 (1,035 単位)					
			要介護2 (1,102 単位)					
			要介護3 (1,169 単位)					
			要介護4 (1,237 単位)					
	(二) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護(4:1) 介護(4:1)	経過的要介護 (944 単位)						
		要介護1 (1,146 単位)						
		要介護2 (1,213 単位)						
		要介護3 (1,280 単位)						
		要介護4 (1,348 単位)						
一般病棟	(三) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護(4:1) 介護(5:1)	経過的要介護 (743 単位)	×70/100		-12単位			
		要介護1 (948 単位)						
		要介護2 (1,017 単位)						
		要介護3 (1,085 単位)						
		要介護4 (1,154 単位)						
(四) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護(4:1) 介護(6:1)	経過的要介護 (827 単位)							
	要介護1 (1,079 単位)							
	要介護2 (1,148 単位)							
	要介護3 (1,216 単位)							
	要介護4 (1,285 単位)							
(五) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	経過的要介護 (730 単位)							
	要介護1 (932 単位)							
	要介護2 (999 単位)							
	要介護3 (1,066 単位)							
	要介護4 (1,134 単位)							
(2) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護(4:1) 介護(6:1)	経過的要介護 (814 単位)	×70/100		×90/100	×90/100		
		要介護1 (1,063 単位)						
		要介護2 (1,130 単位)						
		要介護3 (1,197 単位)						
		要介護4 (1,265 単位)						
	(二) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護(4:1) 介護(6:1)	経過的要介護 (668 単位)						
		要介護1 (870 単位)						
		要介護2 (937 単位)						
		要介護3 (1,004 単位)						
		要介護4 (1,072 単位)						
(3) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) ユニット型個室)	経過的要介護 (946 単位)	×70/100		×90/100	×97/100	
			要介護1 (1,149 単位)					
			要介護2 (1,216 単位)					
			要介護3 (1,283 単位)					
			要介護4 (1,351 単位)					
	(二) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) ユニット型標準室)	経過的要介護 (857 単位)						
		要介護1 (1,111 単位)						
		要介護2 (1,182 単位)						
		要介護3 (1,252 単位)						
		要介護4 (1,323 単位)						
一般病棟	(三) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅲ) ユニット型標準室)	経過的要介護 (857 単位)						
		要介護1 (1,111 単位)						
		要介護2 (1,182 単位)						
		要介護3 (1,252 単位)						
		要介護4 (1,323 単位)						
(4) 特定認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	(760 単位)							
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(6) 療養加算	(1日につき 23単位を加算)							
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)							
(8) 特定診療費								

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注				注						
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (671 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100		病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -25単位	病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) -85単位	病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) -115単位
		要介護2 (781 単位)											
		要介護3 (1,019 単位)											
		要介護4 (1,120 単位)											
		要介護5 (1,211 単位)											
		要介護1 (782 単位)											
	b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (892 単位)											
		要介護3 (1,130 単位)											
		要介護4 (1,231 単位)											
		要介護5 (1,322 単位)											
		要介護1 (611 単位)											
		要介護2 (720 単位)											
(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1>介護<5:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護3 (880 単位)											
	要介護4 (1,036 単位)												
	要介護5 (1,078 単位)												
	要介護1 (722 単位)												
	要介護2 (831 単位)												
	要介護3 (991 単位)												
b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護4 (1,147 単位)												
	要介護5 (1,189 単位)												
	要介護1 (581 単位)												
	要介護2 (692 単位)												
	要介護3 (843 単位)												
	要介護4 (1,000 単位)												
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1>介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	要介護5 (1,041 単位)											
	要介護1 (692 単位)												
	要介護2 (803 単位)												
	要介護3 (954 単位)												
	要介護4 (1,111 単位)												
	要介護5 (1,152 単位)												
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位)											
		要介護2 (〇〇 単位)											
		要介護3 (〇〇 単位)											
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護4 (〇〇 単位)											
		要介護5 (〇〇 単位)											
		要介護1 (〇〇 単位)											
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 (〇〇 単位)											
		要介護3 (1,133 単位)											
		要介護4 (1,234 単位)											
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護5 (1,325 単位)											
		要介護1 (785 単位)											
		要介護2 (895 単位)											
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)													
注 外泊時費用			入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
注 試行的退所サービス費			入院患者に対して居室における試行的退所を認めた場合、〇月につき〇日を限度として1日につき〇〇単位を算定。(2)の基本単位に限る。)										
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)													
(5) 退院時指導等加算	a. 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	b. 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合										
		c. 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合										
		d. 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合										
		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)											
	(6) 栄養管理体加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)											
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)													
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)													
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)												
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)												
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)													
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)													
(12) 特定診療費													

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注																	
施設種別	サービス種別	サービス内容	単位数	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合											
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(1,005単位) 要介護2(1,072単位) 要介護3(1,139単位) 要介護4(1,207単位) 要介護5(1,274単位)	×70/100			×90/100		×90/100											
			b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1(1,116単位) 要介護2(1,183単位) 要介護3(1,250単位) 要介護4(1,318単位) 要介護5(1,385単位)																	
			(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(4:1)介護(4:1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>								要介護1(947単位) 要介護2(1,018単位) 要介護3(1,088単位) 要介護4(1,159単位) 要介護5(1,229単位)									
				b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>								要介護1(1,058単位) 要介護2(1,129単位) 要介護3(1,199単位) 要介護4(1,270単位) 要介護5(1,340単位)									
				(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(4:1)介護(5:1)								a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(918単位) 要介護2(987単位) 要介護3(1,055単位) 要介護4(1,124単位) 要介護5(1,192単位)								
	b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1(1,029単位) 要介護2(1,098単位) 要介護3(1,166単位) 要介護4(1,235単位) 要介護5(1,303単位)																			
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護(4:1)介護(6:1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>										要介護1(932単位) 要介護2(999単位) 要介護3(1,066単位) 要介護4(1,134単位) 要介護5(1,201単位)									
		b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1(1,043単位) 要介護2(1,112単位) 要介護3(1,180単位) 要介護4(1,248単位) 要介護5(1,316単位)																		
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>									要介護1(840単位) 要介護2(907単位) 要介護3(974単位) 要介護4(1,042単位) 要介護5(1,109単位)									
			b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1(951単位) 要介護2(1,018単位) 要介護3(1,085単位) 要介護4(1,153単位) 要介護5(1,220単位)																	
			(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>								要介護1(00単位) 要介護2(00単位) 要介護3(00単位) 要介護4(00単位) 要介護5(00単位)									
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>											要介護1(00単位) 要介護2(00単位) 要介護3(00単位) 要介護4(00単位) 要介護5(00単位)									
												(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1(1,119単位) 要介護2(1,186単位) 要介護3(1,253単位) 要介護4(1,321単位) 要介護5(1,388単位)	×70/100		×90/100		×90/100
		bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>													要介護1(1,119単位) 要介護2(1,186単位) 要介護3(1,253単位) 要介護4(1,321単位) 要介護5(1,388単位)						
		一般病院													(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>					
bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>			要介護1(1,061単位) 要介護2(1,132単位) 要介護3(1,202単位) 要介護4(1,273単位) 要介護5(1,343単位)																		
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)	(5) 退院時指導等加算		(一) 退院時指導等加算	a退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定																
				b退院時指導加算 (400単位)																	
				c退院時情報提供加算 (500単位)																	
		d退院前連携加算 (500単位)																			
		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)																			
(6) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																	
					(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)																
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																					
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)																			
					(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																					
(12) 特定診療費																					